知事が公衆衛生上必要と認める施設（対象外の施設もあります。）

　・学校教育法に規定する学校

　・児童福祉法に規定する児童福祉施設

　・老人福祉法に規定する老人福祉施設

　・介護保険法に規定する介護老人保健施設

　・医療法に規定する病院